

平成 2 9 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置等

【指摘事項】（令和 2 年 12 月時点）

指摘事項	対応内容	措置 状況	所管局	対応 年度
第 4 個人住民税 6 個人市民税における監査結果 6.1 事業所等に対する均等割課税 6.1.3 課税対象者の把握 課税の公平を期するため、市内に事務所、事業所及び家屋敷を有する個人に対する均等割の課税漏れを防止するための更なる施策が望まれる。 (報告書 37 ページ)	課税漏れを防止するため、要領を作成し、以下の調査を実施した。 事務所・事業所については、これまで調査対象と していた新規に飲食店営業届を提出した飲食店に加 え、届出されている飲食店の全件を再確認するとと もに、税務署に提出される資料に基づき、課税対象 となる者を調査した。 家屋敷については、新たに固定資産税課税台帳の 情報を基に課税対象となる者を調査した。	措置済	行財政局	平成 30 年度
第 4 個人住民税 6 個人市民税における監査結果 6.2 所得不明者・無申告者の調査 6.2.2 申告書発送件数の推移 申告書の発送を省く基準として、申告書を送付したが反応がなかつた者へは申告書を送付しないとされていることについて、反応がなかつた者に所得がある可能性が否定出来ないため、所得に関する確認・調査を行った上で、課税対象であるか否か、申告書を発送する者であるか否かを判断すべきである。 (報告書 42 ページ)	所得不明者・無申告者への申告書発送の基準につ いて、要領を作成して明確化し、前年度反応がなか った者に対しても、対象者の現在の状況やこれまで の申告内容など、基準に照らし合わせて調査を行い、 所得がある可能性がある者に対しては申告書の発送 を行うこととした。	措置済	行財政局	平成 30 年度
第 5 法人市民税 3 法人市民税における監査結果 3.3 課税対象法人の把握について (3) サンプル調査の実施について 課税対象法人の把握が不十分であるとともに、他部署の担当者が実施している業務の把握が不十分であるため、課税対象法人の把握や照会に活用できる情報がすでに存在しているにも関わらず、利活用できていないことを確認した。市内全域で速やかに是正措置を講じ、連携の取れた課税対象法人の把握を行う必要がある。 さらに、法人市民税に限ったことではないが、他部署の業務内容についての認識を深めるため、各部署の担当責任者会議を開催するなど、具体的業務内容を相互に確認しあい、利活用可能な情報の発掘や重複した業務の統合・連携などの検証が求められる。 (報告書 71 ページ)	各税目担当が保有する情報を活用し、課税漏れ法 人を調査し、申告催告を行い、課税捕捉を行うこと とした。具体的には、事業所税担当が保有している 「事業所用家屋の貸付状況等の申告書」等のデータ を法人市民税課税情報と突き合わせることで、 均等割の課税漏れを抽出し、申告催告等の課税捕捉 を行った。 また、各税目において保有している情報及び入手 経路等を取りまとめ、各税目所管課において共有し た。取りまとめ結果の共有により、課税捕捉の向上 に向けたより効率的な情報の収集及び他税目の情報 の活用について、他局への照会を連携して行うなど、 これまで以上に効果的に行うことができるようになった。	措置済	行財政局	平成 30 年度
第 6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.2 固定資産税の課税客体 地方税法第 17 条の 5 第 5 項により、固定資産税や都市計画税に係る賦課決定については法定納期限の翌日から起算して 5 年以内であれば行うことができるとされている。しかしながら、京都市においては、固定資産税が賦課課税方式であることを勘案して、現年度からの課税のみとし、遡及していないケースがある。 正しく納税している納税者との課税均衡の観点から、賦課期日時点の状況が客観的に確認できる場合には、5 年間の遡及を徹底すべきである。 (報告書 97 ページ)	公平・公正な課税を推進するため、税務部資産税 課から市税事務所に対して、よりいっそう遡及課税 を徹底するよう平成 30 年 6 月 15 日付けで通知を発 出した。これを契機として、市税事務所においては、 賦課期日時点の状況が客観的に確認できた場合は、 遡及課税を行っている。	措置済	行財政局	平成 30 年度

第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.4 縦覧制度と不服申立て 固定資産評価要領（家屋編）第1節第2の規定により家屋の判定を行い、家屋に該当しない場合で事業の用に供することが出来るものは償却資産として取り扱っている。重複課税により返還に至った事例があることから、家屋と償却資産の区分について連携体制を構築された。 （報告書 115 ページ）	市税事務所（家屋担当）から税務部資産税課（償却資産担当）への新增築家屋（事業用）の情報提供について、漏れがないよう各担当への周知を徹底した。 また、重複課税根絶に向け、家屋と償却資産の区分についての理解を促すため、平成 30 年 10 月に「償却資産（固定資産税）申告の手引き」の改定を行った。	措置済	行財政局	平成 30 年度
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.5 固定資産税における庁内外データの活用実態についての検証 京都市に対するヒアリングにおいて、登記、建築確認申請といった庁内・庁外の各種情報を入手し、固定資産税や都市計画税の課税に利用しているとの説明を受けた。しかしながら、町家のリノベーション物件を任意に抽出し、前掲の各種情報に基づき検証したところ、家屋の固定資産税評価額の見直しを行うべきと考えられる物件について、何ら見直しがなされていない事例が散見された。ヒアリングによると、都市計画局からの建築確認データは月 1 回の頻度で活用されているはずであり、これは庁内外の情報の利活用が不十分であることを意味する。 また、建築から短期間で撤去されることの多いマンションギャラリーに対する固定資産税の課税状況につき、登記と建築確認申請に関する情報に基づき検証したところ、建築確認申請が行われているにもかかわらず固定資産税が課税されていない物件が存在した。さらに、事務所ビルや店舗ビル等の内部に作られたマンションギャラリーでは、建物内部の造作に償却資産に対する固定資産税の課税をすべきであるにもかかわらず、課税されていない物件も存在した。 これらの把握は、「都市計画局からの建築確認データの活用（月 1 回）」、「入居状況照会 による新規テナント事業者の把握（毎年 10 月に実施）」といった、これまで京都市が実施している調査によって十分可能である。然るに、課税できていないケースが散見されるのは、情報活用の不徹底のみならず、短期間で撤去される可能性が高いため課税の姿勢が緩慢になりがちであることがその理由として考えられるが、短期で撤去される物件に対しても、他の物件と同様に課税し、課税漏れが判明した場合には遡及して課税すべきである。 これらの情報の利活用を徹底し、より一層公平な課税に努められたい。 （報告書 121 ページ）	マンションギャラリーへの課税については、周知徹底を行い、過去の建築分も含め、既に適切な課税を行っている。 また、町家のリノベーション物件については、指摘事項の趣旨を踏まえて、平成 30 年度 6 月 25 日、26 日に、都市計画局の建築確認データなどの利活用を徹底することで改築家屋を捕捉すること及び評価の見直しが必要な場合の評価方法について市税事務所の全職員を対象とした研修を実施した。この研修を通して、町家に限らず改築が行われた家屋の効率的な捕捉及び公平な改築評価が行えるよう取り組むとともに、今後も市税事務所を対象とする研修として取り入れることで一層の浸透を図ることとした。 （令和 2 年度は、10 月 27 日に新任者を対象とした研修を実施）	措置済	行財政局	令和 2 年度
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.5 固定資産税における庁内外データの活用実態についての検証 1 ケ月を単位とする町家の定期借家契約について、外観上は住宅であるため、住宅用地の特例が適用されているケースがあった。 また、京都市によれば、食品衛生法や旅館業法に基づく営業許可申請情報についても、固定資産税や都市計画税の課税に利用しているとのことであった。ところが、前述の町家のリノベーション物件に関する検証において、営業用物件でありながら、住宅用地の特例が適用されたままの物件が散見された。これらの情報は京都市の庁内データであり、前掲の登記や建築確認申請情報と同様、その利活用が十分でないと言える。 比較的入手しやすい庁内情報については、その利活用を徹底し、公平・公正な課税に努められたい。 （報告書 122 ページ）	住宅用地については、これまでから、庁内外の情報を活用し、見直しに取り組んでいるところであるが、近年、宿泊施設等が増加していることも踏まえ、各種情報の利活用をより一層促進していくこととした。 平成 30 年度は、旅館業法に基づく営業許可取得施設について、平成 30 年中の新規分及び過年度の許可取得分（平成 29 年 5 月～29 年 12 月及び平成 25 年中のもの計 1,300 件）の調査を実施し、住宅用地の見直しを行っている。 今後とも、庁内外の各種情報について、利活用を徹底し、公平・公正な課税に努めていく。	措置済	行財政局	平成 30 年度

第8 軽自動車税 3 軽自動車税における監査結果 3.1 ナンバープレート（鑑札）の取り扱いについて ナンバープレートは必ず鍵のかかる場所に保管を行われたい。また、使用済ナンバープレートも在庫枚数の把握に努めるべきである。 （報告書 147 ページ）	施錠可能な状態で管理すること及び返納鑑札の枚数の把握について、対応実施要領を作成し、各税務センターに通知（平成 30 年 6 月 25 日）し、これを受け、各税務センターにおいて保管環境の整備と保管枚数の把握に取り組んでいる。	措置済	行財政局	平成 30 年度
第8 軽自動車税 3 軽自動車税における監査結果 3.3 滞納率が高いことについて 京都市は、軽自動車税の徴収率が指定都市の中でも大阪市に次いで 2 番目に低い。これは、軽自動車税の滞納者に対する滞納整理が十分にできていなかったことによるものである。 高額滞納者及び複数年滞納者に対して、滞納状況の分析、把握に努め、より効率的に滞納整理を行えるよう努力されたい。 （報告書 155 ページ）	軽自動車税の滞納整理については、限られた人的資源を最大限に活用し、効率的な滞納整理を推進するため、高額滞納者を優先して取り組んでいるところである。 平成 30 年度当初に、滞納者について、滞納発生年度別、年齢別等の集計を行った。 この結果を踏まえ、平成 30 年度は、現年度課税分については、早期に滞納整理に取り組むとともに、高額滞納者に加えて、高額に至らない複数年滞納者についても、長期にわたる滞納者を抽出し重点的に取組を進めている。 また、今後、体制を見直し、職員が集中的に滞納整理に取り組めるような環境を整備していく。	措置済	行財政局	平成 30 年度
第10 入湯税 3 入湯税における監査結果 3.4 日帰り入湯客からの未徴収に対する対応について 入湯税に関する規定の整備を行い、所管課は規定に則った課税及び調査手続きを行われたい。 （報告書 167 ページ）	京都市市税条例等の解釈や詳細な取扱いについて、特別徴収義務者や納税義務者が更に明確に判断できるよう「京都市入湯税取扱要綱」を平成 31 年 1 月 25 日に制定し、併せて、「入湯税特別徴収の手引」（平成 31 年 2 月発行）の記載内容も変更した。 これらにより、規定に則った課税及び調査手続を行う。	措置済	行財政局	平成 30 年度
第11 滞納整理事務 3 滞納整理事務における監査結果 3.5 納付誓約による分割納付 納付誓約による分割納付に当たって、分割納付申請書は分割納付を開始するまでに遅滞なく、收受されたい。 （報告書 184 ページ）	納税者の納付誓約による分割納付の申立ては、分割納付申請書（以下「申請書」という。）で行う取扱いとしており、税務部収納対策課から平成 30 年 9 月 13 日に取扱通知を発出して、その厳格な運用を改めて徹底した。 併せて、事務手順を明確化し、各税務センター等において、来庁できない事情のある納税者から電話で分納相談があったときなど、やむを得ず申請書を郵送する場合にあっては、当該納税者に上記のことを十分に説明するとともに、原則、申請書の提出を受けてから、承認書と併せて分割納付書を交付することとした。	措置済	行財政局	平成 30 年度